第55回内部監査推進全国大会<基調講演>



監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の取組について

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 副議長

長 岡 隆

はじめまして。監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)副議長の長岡隆と申します。本日はこのような機会をいただき、日本内部監査協会の皆様に深く御礼申し上げます。

本日はIFIAR副議長として、IFIARの概要 や取組を中心にご説明させていただき、内部 監査の話にもつなげていきたいと考えており ます。

また私は金融庁の総合政策局参事官として 証券監督者国際機構(IOSCO)などの国際機 関における交渉も担当しておりますが、これ まではIFIAR戦略企画室長も兼任しており、 IFIARの代表理事会等にも日本を代表して参 画しておりましたので、金融庁の立場から見 たIFIARや金融庁における最近の取組につい てもお時間の許す限り触れていきたいと思い ます。

本日はIFIARの概要、主な活動を説明させていただいた後に、財務報告エコシステム、つまり内部統制や内部監査を含めた財務報告に携わる多様なステークホルダー間の連携の重要性についてお話しさせていただきたいと思います。

1. IFIARの概要

それではまずはIFIARの概要についてご説 明いたします。IFIARは監査監督機関国際フ ォーラム、すなわちInternational Forum of Independent Audit Regulatorsの略称で、独立した監査監督当局が集まる国際機関として2006年に設立されました。

設立時は18当局でしたが現在は世界の幅広い地域から54か国・地域の監査監督当局が加盟しており、現在も規模を拡大しております。日本からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しております。

IFIARはグローバルな監査品質の向上を目的として活動しており、IFIARメンバーになるためには監査業界から独立していること、社会的影響度の高い事業体を監査する監査法人に対する検査制度に責任を持ち継続的に検査を実施していることなどが不可欠となります。

組織体制については詳しくは後ほどお話しいたしますが、代表理事会が意思決定機関として組織運営を主導して、IFIAR事務局がその支援を行っているという体制になっております。

こちらがIFIARの現在の組織図になります (図表1)。2021年4月からはIFIARのトップ である議長を米国が務め、日本が副議長を務めております。IFIARの組織運営上の意思決定機関として16の国・地域からなる代表理事会が置かれており、IFIARの人事、ガバナンスや財務などの運営に携わっております。

事務局は比較的新しい国際機関なので総員

<図表1>IFIARの概要(組織図)

加盟メンバー: 54か国・地域の監査監督当局 議長·副議長 IFIAR事務局 議長: Duane DesParte (米PCAOB) 副議長: 長岡隆(日本金融庁、公認会計士·監査審査会) 事務局長 Carl Renner 代表理事 ○監査財務委員会 (AFC) ○人材ガバナンス委員会(HRGC) SENIOR POLICY OFFICERS: 3名 オーストラリア(AFC)、ブラジル(HRGC)、カナダ、台湾(AFC)、フランス(HRGC) POLICY OFFICERS: 2名 ドイツ(HRGC)、ギリシャ(AFC)、アイルランド(AFC)、日本(HRGC)、オランダ、シンガポール(HRGC議長)、 ADMIN ASSISTANT: 1名 南アフリカ(AFC議長)、スイス(HRGC)、トルコ(HRGC)、イギリス、アメリカ ワーキング・グループ(WG) タスクフォース(TF)等 新興当局グループ(ERG) グローバル 投資家・その他 検査ワーク 基準調整 WG 執行 WG 監査品質 WG 利害関係 WG ショップ WG 検査指摘事項サーベイ TF 監査市場に関する TF (IRDAM TF) IAASB:IESBA IFIARと6大監 IFIARと監査 が設定する基 監査人の不正行 コア原則 TF 年次の検査 査ネットワーク 委員会、投資 準に関する意 為の執行制度に ワークショップを との継続した 家等の代表者 見交換及び 関する意見交換 テクノロジー TF 実施 対話を実施 との対話を実施 意見発信 を実施 を実施 MMOU審査チーム

7名ほどですが、事務局長を筆頭に多様なバックグラウンドを持つ職員が世界中から集まっております。

代表理事会の下には5つのワーキング・グループがあり、グローバルな監査品質や監査基準、検査実務等の様々な重要分野に焦点を当てて、それぞれ平均して約10か国・地域のメンバーが参画して活動を行っております。

このほかIFIARとして時勢を踏まえたテーマを扱うタスクフォースを設置し、テクノロジーや監査市場の動向等について調査をしております。各ワーキング・グループ、タスクフォースの具体的な活動については後ほど紹介させていただきたいと思います。

IFIARは世界各国・地域の監査品質の課題や規制の実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームをメンバーに提供し、メンバーの能力や連携を高めることで、グローバルに監査監督の質の向上を図っております。

こうした取組を通じた最終的な目標として、投資家保護を含む公益の向上を図るということをミッションに、また監査品質に関連する当局のコミュニティとしての集合的な影

響力を強化することをバリュー・プロポジションにしております。

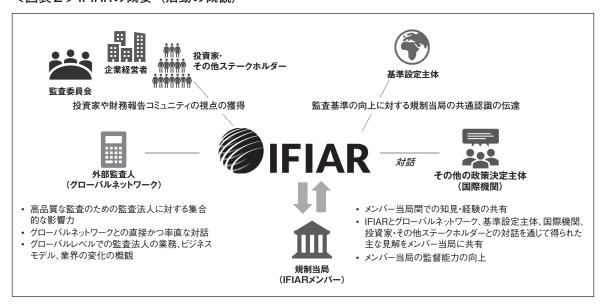
より具体的には、メンバー間で監査市場の環境に関する知識や、監査監督活動の実務的な経験の共有を図ったり、監督活動における協力や整合性を促進したりすることなどによりメンバー当局の能力向上を図っております。

またメンバー当局の代表として監査の品質に関心を有する、他の政策立案者や組織との対話を主導し、メンバーにとって重要な事項に関する集合的な意見を外部へ発信することで、影響力を強化して付加価値を提供しております。

図表2は、先ほどお話ししたIFIARの活動の概観でありまして、多様な関係者との関わりの中でIFIARがどういった取組を行っているかを簡潔に示しております。

IFIARの最も重要な関与の対象は、図表2の下部にありますIFIARメンバー当局ですけれども、メンバー当局間で知見・経験を共有するだけでなく、グローバルネットワーク(6大監査ネットワーク)、国際監査・保証基準審議会(IAASB)をはじめとする監査に関わ

<図表2>IFIARの概要(活動の概観)



る基準設定主体、また金融安定理事会(FSB)のような国際金融分野における政策決定の主体となる国際機関、投資家等幅広い関係者と対話を行いまして、そこで得られた見解をメンバー当局に共有し、監査監督能力の向上に努めております。

各ステークホルダーとの関わり方について、左下のグローバルネットワークについてはイメージが湧きやすいかと思いますが、ほかにも左上にあるとおり企業経営者、監査委員会を含む、投資家や財務報告コミュニティの視点に関する知見を得るという取組を行っております。後ほど、関連するワーキング・グループの活動でもご紹介させていただきますが、投資家等の多様な関係者の関心を把握するように努めております。

また右上にあるとおり、基準設定主体に対して、監査基準の向上に対する規制当局の共通認識の伝達を行っております。監査基準に関してメンバーの共通意見や立場を、IFIARが代表して伝達することで監査品質に資するように基準の設定に貢献しております。

金融庁とIFIARの関係

次に、IFIAR副議長というよりは金融庁職

員としての立場から、これまでの金融庁の IFIARへの関わり方について紹介させていた だきたいと思います。

① IFIAR設立の経緯

まずIFIAR設立の経緯はエンロン事件をは じめとする2000年代初頭の一連の不正会計事 件まで遡ります。

これらの不正会計事件を契機として監査品質の確保の必要性、それから監督規制の重要性が認識されまして、アメリカの公開会社会計監視委員会(PCAOB)、カナダの公共会計責任委員会(CPAB)等、世界各国で監査業界から独立した形で監査監督機関が設立されました。この流れを受けて日本でも2004年に公認会計士・監査審査会が設置されております。

こうした中、各国・地域における監査当局が相互に情報交換等の連携をし、グローバルな監査品質の向上等を促すことを目的として、2006年に世界中の独立した監査監督当局により構成される国際機関としてIFIARが設立されました。

日本からは金融庁と公認会計士・監査審査 会がIFIARの設立当初から加盟しており、2007 年の設立総会は東京で開催されております。

② IFIAR加盟メンバーの構成

次はIFIAR加盟メンバーの構成です(図表

3)。先ほどお伝えしたとおり、現在54か国・地域の監査監督当局が加盟していますが、そのうち約6割が欧州諸国で占められております。太平洋州も含むアジアはわずか2割になります。

こうした意味でも今回アジア地域を代表して、日本が副議長ポストを獲得できたことは意義があることと考えております。また現状では、インドやメキシコといった金融・世界経済に関する首脳会合(G20)に含まれる大国が加盟していないところ、IFIARとしてはメンバー拡大に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えているところでございます。

③ IFIARの発展と我が国の取組

冒頭で、代表理事会・事務局の機能に触れましたが、経済のグローバル化に伴い、国際的な監査に関する課題が増大してきたことを受けて、IFIARの国際機関としての機能強化を行うために、2017年にIFIARのガバナンス

改革が行われました。

この改革の1つ目の大きな成果として、IFIARの戦略プランや業務運営等に関する議論・意思決定を行う代表理事会が設置されました。日本は2017年から代表理事会メンバーとして議論に参画しております。

2つ目の成果として、これまで議長・副議 長の出身当局が持ち回りで務めておりました 事務局の機能を恒久的に東京に置くことが決 定されました。このことによってIFIARは日 本に本部を置く初の金融関係の国際機関にな りました。

IFIAR事務局の誘致成功は、我が国の国際 的地位の向上や東京の国際金融都市化の観点 から見て、画期的な出来事と考えております。

またIFIARにとっては、国際機関としてより一層発展していくに当たって重要な基盤を作ったということが言えると思います。

これまで金融庁は様々な形でIFIARの活動

<図表3>参考:IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域



に貢献してまいり ました。金融庁と いう、いわゆる一 元的な金融監督当 局としての幅広い 知見を活用しつ つ、IFIARの代表 理事会及び全ての ワーキング・グル ープに参加して、 グローバルな監査 品質の向上に向け て積極的に意見発 信や情報提供を行 ってまいりました。 また我が国にお

また我が国におけるIFIAR事務局 の活動をサポート しつつ、IFIARの 議論を国内に還元 し、また我が国に おける監査品質に関する意識向上を図るため、2016年に多様なステークホルダーからなる「日本IFIARネットワーク」を立ち上げました。こうした日本IFIARネットワークの取組以外にも、ホスト国として事務局の円滑な運営を確保するために必要となる支援を継続的に行っております。

そして、2021年4月にIFIARメンバーによる選挙を経て、アジアからは初となる副議長に選出されたというような経緯でございます。

④ 日本IFIARネットワーク

次に、日本IFIARネットワークについて少し 詳しくご説明させていただきたいと思います。

日本IFIARネットワークには、金融や監査に関わる財務報告エコシステムの多様なステークホルダーの方々に参加していただいております。日本内部監査協会にも会員となっていただいておりまして、協会の活動内容についてご報告いただいたり、また今回のような講演の機会をいただいたり、様々な形でご協力いただいております。この場を借りまして改めてお礼を申し上げたいと思います。

日本IFIARネットワークでは、このような 多様なステークホルダーのネットワークを形成することで、IFIAR事務局の国内における ネットワーキングや議論の把握をサポートす るとともに、IFIARの取組の広報活動にもご協力をいただいております。日本IFIARネットワークの活動を通じて、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献するとともに、日本における監査品質の意識の向上、ひいては資本市場の信頼性を高めることを意図しております。

日本IFIARネットワークには、日本内部監査協会を含む会計監査・税務の関係者のみならず、金融資本市場や経済界の幅広い分野から参加していただいております。

⑤ 金融庁からのIFIAR副議長就任

続いて金融庁からのIFIAR副議長就任についてですが、先ほど申し上げましたとおり

2021年4月に行われましたIFIARの本会合で、アジアから初となる副議長に、金融庁から選出されております。この副議長の任期は2年間となりますので、これから日本はIFIAR事務局のホスト国としてのみならず、副議長国としてもIFIARの組織運営や活動をリードしていく立場になります。

2. IFIARの主な活動

(1) IFIARの戦略プラン

それでは、IFIARの実際の活動について主要な取組をご説明させていただきたいと思います。

まずIFIARが組織としてどのような戦略目標を持っているかご説明いたします。2021年の4月に、新しい5か年の戦略プランが策定されました。これは監査品質の持続的な向上に資するための中長期的な方向性を示すものでございます。

戦略プランには、冒頭で紹介したミッションを達成するための大きな戦略目標が3点掲げられております。1点目が「IFIARメンバー当局のキャパシティビルディング」、2点目が「監査品質の持続的な向上の推進」、3点目が「監査規制当局の集合的な影響力の強化」、となります。

さらに、これらの目標を推進するために重点的に取り組むべき中核的戦略が3点設定されております。1つ目が「メンバー間の継続的な協調と知識の共有の強化」、2つ目が「財務報告エコシステムに関連するステークホルダーとの実効的な関与の強化」、3つ目が「IFIARメンバー及び将来的な加盟候補へのアウトリーチ」、でございます。

この戦略プランを実現するためのIFIARの活動の柱として、ワーキング・グループとタスクフォースの取組が挙げられますので、以下、これらについてご紹介させていただきたいと思います。

(2) 規制当局のための戦略的議論

IFIARでは様々なワーキング・グループの活動を行っております。本日はワーキング・グループの活動の対象に分けて、整理して紹介させていただきます。まず1点目は「IFIARメンバー」、つまり金融庁や公認会計士・監査審査会のような各国の監査監督当局のための活動、2点目は世界の大手監査法人との活動、3点目は監査基準等を設定する国際機関との活動、最後に4点目は、投資家等のステークホルダーとの活動になります。

1点目は言い換えれば、監査監督当局のキャパシティビルディングに資する活動でして、そうした活動から紹介させていただきます。まずIFIARには執行ワーキング・グループ(Enforcement Working Group)がございまして、調査及び執行分野に関する各当局の制度や取組についての情報交換や経験の共有等を行うことを目的として、執行ワークショップの開催及び執行サーベイという調査の実施を軸に活動しております。

2021年4月にはコロナの影響を含め監査証拠の入手時に当局が経験した課題について調査した結果を、メンバー向けに取りまとめております。

先ほどは執行の分野でしたが、検査の分野では、検査ワークショップ・ワーキング・グループ (Inspection Workshop Working Group) があります。

こちらのワーキング・グループではメンバーの検査手法、経験の共有を目的として、年に1回検査ワークショップを企画・開催しております。直近は2021年の3月にオンラインで開催しまして、継続企業の前提・不正等に加え、グループ監査へのコロナの影響、監査法人の新たな国際品質管理基準(ISQM1)の実施といったトピックを扱い、合計で約300人の検査官が参加しました。

このほかIFIARでは22か国・地域の 規制当局が参加する多国間情報交換枠組 み(MMoU: Multilateral Memorandum of Understanding)がございまして、こちらを通じて監査監督に関する円滑な情報交換等の協力関係を構築しており、その署名に関わる審査チームがございます。

また後ほどご説明いたしますが、検査指摘 事項サーベイ・タスクフォース(Inspection Findings Survey Task Force)では検査指摘 事項サーベイという、メンバー当局による、 監査法人への検査結果をグローバルにまとめ た調査を実施しております。

(3) 主要ステークホルダーとの対話

続いて先ほど挙げた2点目から4点目のステークホルダーとの連携に資する活動について説明させていただきます。

① 6大監査ネットワークとの対話

まずは世界の大手監査法人との活動についてです。グローバル監査品質ワーキング・グループ(Global Audit Quality Working Group)では、6大監査ネットワークと、グローバルな監査品質の向上の観点から対話を行い、その内容をIFIARメンバーに還元しております。

6 大監査ネットワークは、いわゆるグローバルに展開するBig4 (Deloitte、PwC、EY、KPMG)、そしてBig4 に続くGrant Thornton、BDOの2つを加えた6つのネットワークを指しております。

対話のテーマは様々でございまして、例えばIAASBが策定したISQM1について、監査品質に影響する重要なテーマという認識のもとで同基準導入準備の進捗状況や、品質管理の態勢整備状況等について聴取し、議論を行っております。

また、特に最近ではコロナ禍における監査・会計上の課題について把握するとともに、困難な環境下においても基準に準拠した高品質な監査を継続して実施することの重要性を、6大監査ネットワークに対して強調し

てまいりました。

今までのところ、この6大監査ネットワークから重大な問題は報告されておりませんが、今後各国当局がコロナの影響を受けた監査の検査を実施し対話を進めていく中で、引き続き注視していく必要があると考えております。

② 基準設定主体との対話

続きまして、基準設定主体と呼ばれる監査 に関わる制度や基準を策定する組織とIFIAR が行っている対話についてご説明いたします。

基準調整ワーキング・グループ(Standards Coordination Working Group)ではIAASBや 国際会計士倫理基準審議会(IESBA)と、これらが設定する基準に関する意見交換を行ったり、各基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターを作成したりして、意見を発信しております。

③ 投資家等との対話

最後の4点目として、投資家・その他利害 関係者ワーキング・グループ(Investor and Other Stakeholders Working Group)の活動 をご説明いたします。

このワーキング・グループでは投資家や監査委員会などのステークホルダーと、監査品質、監査報告書の在り方等について対話等を行うことによりインプットを得て、それをIFIARメンバーに共有するといった活動をしております。

最近扱ったトピックといたしましては、監査における不正や潜在的な違法行為の発見に関する監査人の責任、また規制当局によるステークホルダーへのよりよいアウトリーチの在り方などがあり、関係者からいただくインプットはIFIARメンバー当局にとって貴重な情報となっております。

この投資家・その他利害関係者ワーキング・グループは、各国の投資家・監査委員会等の関係者から構成される諮問グループ (アドバイザリーグループ) を有しており、監査

品質の問題に焦点を当てて様々な立場からの インプットをいただいております。

現在6名のメンバーがおりまして、日本からは清原国際法律事務所の清原健弁護士に参加いただき、いつも率直かつ示唆に富んだご指摘をいただいております。

(4) 最近の取組

これまでワーキング・グループの活動についてご紹介してまいりました。続いて環境変化を受けた新たな活動についてご紹介させていただきます。

タスクフォースは、常設されるワーキング・グループとは異なりまして、時勢を踏まえたテーマに、IFIARとしてアドホックに注力するために設置されております。

まず監査市場に関するタスクフォース (Internationally Relevant Developments in Audit Markets Task Force)、通称IRDAMTF は欧州における監査改革の急速な高まりを受けて2019年にメンバー当局の各地域における取組を把握するために設立されたものでございます。

メンバー当局へサーベイを実施し、50当局からの回答を基に5つのトピック(監査人の解任・継続監査期間、共同監査、監査業務と非監査業務の提供、監査関連情報の透明性、監査法人のガバナンス・文化)に関する、各メンバー当局の取組について分析しレポートを公表しております。

次にコア原則タスクフォース (Core Principles Task Force) では、監査をめぐる環境が変わっていく中で、IFIARのコア原則のレビューを行っております。このコア原則と申しますのは、IFIARメンバー当局が目指すべき事項を原則の形でまとめたものです。この原則を策定してからもう10年ほど経つ中で、現状に合わない原則となっていないか、少し見直す必要はないかといったことを検討しております。

最後に、IFIARは2020年にテクノロジータスクフォース(Technology Task Force)を新設いたしまして、6大監査ネットワークが世界中で広く使用しているテクノロジー監査ツールによる監査品質への影響を調査しております。

以上がIFIARのワーキング・グループ、タスクフォースの基本的な活動になります。概略の紹介のみとなりましたが、IFIARによる幅広い活動の全体像が伝われば幸いです。

(5) 対話の推進

IFIARではワーキング・グループやタスクフォース以外の場でも、メンバー当局を支援するための活動や、ステークホルダーとの連携を深めるための活動を行っております。

例えばキャパシティビルディングに力を 入れるというIFIARの戦略に沿った活動とし て、新興当局グループ(Emerging Regulators Group)ではメンバー内の小規模・新興当局 が直面する課題や要望にいかに対処していく かということを目的とした支援ネットワーク を展開しております。

またステークホルダーとの関与という観点からは、他の国際機関とも監査をテーマとした対話や連携を行っております。FSB、IOSCO、世界銀行、欧州委員会等、様々な組織へネットワークを広げているところであります。

(6) IFIAR検査指摘事項サーベイ

続いて、これまで紹介した活動のうち、特に重要なものについて、少し掘り下げてご紹介させていただきたいと思います。

まずは先ほど少し触れました検査指摘事項サーベイ・タスクフォースが行っている、 IFIAR検査指摘事項サーベイについてご説明 させていただきます。

これは2012年に開始した取組で、毎年メン バー当局が実施する監査法人検査の指摘事項 等に係るデータを収集して、報告書を公表しているものであります。

このサーベイではメンバー国における6大 監査ネットワークのメンバーファームが実施した、社会的影響度が高い事業体(PIE) やシステム上重要な金融機関であるSIFIs に対する個別監査と監査法人の品質管理態勢 の双方に対する検査において、不備が1つで も指摘された割合である検査指摘率を集計し ております。

集計結果を分析いたしまして検査テーマの 調査、指摘事項の性質・範囲の比較、監査品 質の経年のトレンドの特定などの作業を行っ ております。

直近では、2019年の7月から2020年6月の1年間に報告された検査の指摘について集計した「2020年サーベイ報告書」を2021年3月に公表しております。

この直近の報告書では合計で131の監査法 人の検査が実施されまして、898の上場PIE 検査を検証し、検査指摘率は34%という結果 になりました。

また更なる監査品質の向上を推進するため、検査指摘率の削減目標に関する新たな取組といたしまして、2019年から2023年までの4年間で監査業務に係る検査指摘率を25%削減する取組が開始いたしました。これについては後ほどもう少し詳しくご説明させていただきます。

このサーベイにおけるPIE監査の検査指摘 事項ですが、一般的に検査に選定された個別 監査における監査基準の要件に対する重要な 不備を意味しております。

しかしながら指摘が行われたということが、必ずしも財務諸表そのものに虚偽表示があったことにはつながらないということにご 留意いただければと思います。

検査指摘率の傾向についてご紹介いたしますと、2014年以降、緩やかに低下傾向にありまして、少なくとも1つの指摘のあった上場

PIE監査の割合は低下傾向にあります。しか しながら指摘の内容を見ますと同質の指摘が 再発しており、また、指摘率も引き続き高い 水準にあると言えると思います。

このため、高品質な監査の一貫性を持った 実施が欠如している状況であると言えるでし ょう。

なお検査指摘率は監査品質を評価する上での唯一の指標ではないというのは自明ですけれども、検査結果に係る経年の定量的な情報を提供してくれることにより、指摘の全体的な傾向を読み取るために活用することができるということで、この検査指摘率を経年的に追っているということでございます。

次に検査指摘事項サーベイ報告書の主なポイントをご紹介いたします。先ほどもご紹介いたします。先ほどもご紹介いたしましたように、検査対象の上場PIEの監査業務における指摘率は全体として低下傾向にありますが、これは全体としての傾向であり、全ての国において低下が進んでいるわけではありません。また各国で同じ低下率が見られているわけでもございません。

つまり高品質な監査が一貫性をもって実施 されていない状況であると言え、継続的な改 善にフォーカスする必要性が、この報告書で 指摘されております。

以上を踏まえまして、報告書では6大監査 ネットワークは、品質管理態勢を強化し、グローバルに高品質な監査の一貫性ある実施に向けた努力を継続すべきであると結論付けているところでございます。

続きまして検査指摘率の25%削減目標について、少し補足させていただきます。まず当初、先ほどのグローバル監査品質(GAQ)ワーキング・グループのメンバー国を対象に、2015年から2019年の4年間で、6大監査ネットワークは検査の指摘率を25%削減するという目標を設定しておりました。

取組の結果、6大監査ネットワークは4年間で全体で21%削減いたしまして、2019年に

おける検査指摘率は31%まで下がりました。

このように監査品質の向上に向けた努力が 行われて、検査指摘率の削減は進みましたが、 当初の目標である25%の削減は達成できない 結果となりました。

このため、先ほど少し申しましたように 2019年から2023年にかけての新しい目標が 設定されまして、GAQワーキング・グループ の枠を超えた、IFIARメンバー全体の約半数 が参加するような形での新たな取組を開始し ております。

この新しい目標では、この取組への参加国の2019年サーベイにおける監査指摘率32%を基準値といたしまして、2023年までにここから25%削減する、すなわち24%以下とすることが目標値として設定されております。

次に、検査指摘事項サーベイが、IFIARの 取組においてどのように活用されているのか についてご紹介させていただきます。

GAQワーキング・グループでは検査の指摘 事項やテーマに関して監査法人と定期的に対 話しているほか、根本原因の分析と改善策の 検討や、検査指摘率削減目標に関する進捗状 況の分析を行っております。

また年次で実施する検査ワークショップでは、サーベイ結果のレビューや、サーベイ結果のトャパシティビルディングへの活用を行っております。

基準設定に係る取組の評価にも活用しておりまして、基準調整ワーキング・グループでは、基準設定主体の基準設定プロジェクトや、アジェンダ設定・戦略を評価するときに、このサーベイ結果を考慮して、意見を発信しております。以上が検査指摘事項サーベイに関する説明となります。

(7) FSB外部監査RTへの参加

続きまして、先ほどFSBとの対話に言及い たしましたけれども、IFIARはFSBが主催す る外部監査ラウンドテーブル(RT)にも参 加しております。

FSBは金融システムの脆弱性への対応や、金融システムの安定を担う当局間の協調を促進するといった目標をもって活動を行う世界的な組織です。FSBは、金融システムの安定に資する外部監査の品質向上に向けた公的セクターや6大監査ネットワークといった関係者との建設的な対話を目的に、2012年より、毎年ラウンドテーブルを開催しており、IFIARも当初からこれに参加しております。

対話を通じて、参加者の監査に関する取組 への支援や連携の促進を行っております。

2021年は5月に公的セクターのみでラウンドテーブルが開催されまして、コロナ禍において複雑な会計上の見積りや、監査人の職業的懐疑心の発揮等が引き続き重要な課題であるといった認識を当局間で共有したところであります。

IFIARからは、コロナ禍における監査・会計上の課題、それから6大監査ネットワークの取組等について情報発信をしております。

(8) IRDAMレポートの公表

こちらも先ほど少しご紹介させていただき ましたけれども、IFIARのIRDAMタスクフ ォースでは、2021年7月にレポートを公表し ております。

各国における監査品質に係る取組を概観するに当たって有用なレポートになっていると 思いますので、その概要について簡単にご紹介させていただきます。

まずこのIRDAMタスクフォースのレポートの目的については、本レポートを公表することにより、監査業界のステークホルダーが各地域で着手されている施策と監査品質への影響との関係性について理解を深め、より広いステークホルダーやアカデミアの間で監査に関する議論を行うための基礎情報として活用されることを期待しております。

5つのトピックのうち、日本は4つ目の「透

明性と開示」に関するプロジェクトをリード いたしましたので、概要について簡単にご紹 介させていただきます。

一連の企業スキャンダル、不正会計事件に より、いくつかの地域では監査法人や監査監 督当局に対する信頼が毀損されました。

監査の内容、プロセスの透明性向上や開示は、監査に対する財務諸表利用者の理解を促進し、各ステークホルダーに、役割に応じた適切な行動を取ることを促す効果が期待されております。

監査の透明性向上や開示については、AQI、KAM/CAM、監査人・企業による財務報告に関わる内部統制(ICFR)の報告、継続企業の前提に対する情報の報告体制の強化、透明性報告書等、メンバー当局によって、数多くの取組が行われております。

レポート内では、監査人の説明責任を高めるための日本の取組として2019年1月に公表されました、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の内容や、その後の監査基準の改訂等について紹介されておりますので、ご関心があればぜひご一読いただければと思います。ここまでがIFIARの活動や取組でございます。

財務報告エコシステムの重要性

続いて、財務報告エコシステムについてご 説明させていただきたいと思います。幅広 いステークホルダーの取組と連携の重要性、 IFIARの考え方についてお伝えいたします。

財務報告の作成や利用には多くの関係者の 方々が関わっていて、それぞれの役割を担っ ております。高品質な監査を実現するために は、それぞれの関係者が、それぞれの役割を 十分に果たし連携を深めていくことが重要で ございます。IFIARは多様なステークホルダ ーと対話の機会を持ち連携を深めております。 続いて、IFIARの財務報告エコシステムに 関する認識や、また特に内部統制についてど ういった議論を行っているかといったことに ついてご紹介いたします。

まずは2021年4月に開催されましたIFIAR本会合での議論をご説明いたします。本会合とはIFIAR全メンバーが参加する年に一度の会合でございまして、IFIARとして最も重要な意思決定等がされる節目の会合であります。

2021年のテーマは「コロナ禍及びその先の 監査品質のマネジメント」で、パネルセッションや質疑に、6大監査ネットワーク、監査 委員会、投資家等の多様なステークホルダー の代表者にご参加いただきまして、コロナ禍 とその先を見据えた、監査及び監査監督上の 課題について、参加者の認識や意見をIFIAR メンバーで広く共有することができました。

次に、財務報告における内部統制の在り方 について、IFIARの公表資料からいくつかご 紹介させていただきます。

まず1点目ですけれども、IFIARは2020年の9月にInformation Paperを公表しております。本資料では、財務報告及び監査・監査監督が国際的な金融安定に果たす役割、6大監査ネットワークの統治形態、IFIARの役割などがまとめられております。

この中で、信頼性のある財務報告は金融資本市場を通じた資源の効率的な配分における基礎となるもので、財務報告への信頼性の確保を実現するためには財務報告エコシステムの各要素がそれぞれの機能を果たす必要があると記載されております。

またこれらの要素のうち、内部統制は財務 諸表開示のインテグリティを担保するために 必要なものであり、内部統制を含む経営管理 統制について企業経営者が重要な役割を果た すものと示されております。

次に、先ほどもご紹介いたしましたIRDAM タスクフォースのレポートからもご紹介させ ていただきます。このレポートでは、財務報 告に係る内部統制についてもサーベイを実施しておりまして、レポートの中で「経営者の財務報告に係る責任は広く認識されており、監査の重要な前提となっている」また「強固な内部統制は、より信頼性がある財務報告に結び付けられることが多い」と説明されております。

レポートでは、各国間で検討状況や取組内容はまちまちであるという状況が示されているものの、多くのIFIARメンバー当局が、経営者や監査人の内部統制に係る責任の増大を指摘しております。

現状では約半数のIFIARメンバーである25 当局において、企業経営者による内部統制報 告を義務付けておりまして、このうちの9当 局は内部統制報告書への監査意見の付与を義 務付けております。

このように外部監査を主要テーマとする IFIARにおいても、財務報告エコシステム、 またその要素たる内部統制について議論を行 っております。

この内部統制を有効に機能させるには、内 部監査の果たす役割も非常に重要であると考 えております。

金融庁の最近の取組 コーポレートガバナンス改革

ここまではIFIARにおける内部統制についての議論をご紹介させていただきましたが、金融庁においても同様に内部統制の質の向上に向けた議論を行っておりまして、2021年6月に実施したコーポレートガバナンス改革においても、監査に対する信頼性の確保及び内部統制、リスク管理に関する改訂がございました。

こちらはIFIARの取組ではございませんが、最近の金融庁の取組として簡単にご紹介させていただきます。背景等の詳しい説明につきましては、当庁審議官の井上の講演(編集注:本誌2~15頁参照)に譲らせていただ

きたいと思います。

コーポレートガバナンス・コードは、投資家と企業の建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上を目指すべく2015年に策定されました。

その後、企業・投資家双方におけるコーポレートガバナンスに関する取組については、有識者会議において不断にフォローアップが実施されておりまして、2021年6月、有識者会議の提言を踏まえて、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティをめぐる課題への取組の3点に焦点を当てた改訂を行いました。

フォローアップ会議では、内部監査部門の デュアルレポーティングラインが重要とのご 意見、それからリスク管理はグループの観点 や様々な新たなリスクを踏まえ多様な視点か ら行われるべきといったご意見をいただきま した。

それを踏まえて、改訂版のコーポレートガバナンス・コードにおきましては、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること、それからグループ全体を含めた内部統制や全社的リスク管理体制の構築にも言及しております。

監査の今後と内部監査への期待

最後に監査の今後と内部監査への期待について、私の考えるところを少しお話しさせていただきたいと思います。

IFIARといたしましては、財務報告の質の 向上は資本市場の信頼性を担保するものであ り、金融安定の基盤となるものであると考え ております。

よりよい監査を行い財務報告の質を向上させるには、財務報告エコシステムの各当事者の業務の質の向上と、特に外部監査人、監査役等、そして内部監査部門の方々の連携が不可欠であると考えております。

コロナの影響、サステナビリティへの対応、 テクノロジーの進展等、環境が目まぐるしく 変化している中で、企業のビジネスフローも 変わりつつあります。こうした変化への対応 ということで、内部監査人は内部統制の整備 と運用の両面において適切な検討・評価を行い、そうして把握したリスクを経営者や取締 役会、監査役等、さらに外部監査人に共有し 対処していくことが重要になってまいります。

これらは外から見えづらい変化であるからこそ、企業内部で活動する内部監査の重要性が増しておりまして、内部監査に従事する皆様の役割が一層求められていると考えております。それがひいては財務報告の信頼性や企業価値の向上につながっていくということになると思います。

これからの多様な環境変化に対応していく ためにも、内部監査関係者の皆様のますます のご活躍を期待しているところであります。

我々IFIARといたしましても、外部監査人のほか内部監査部門等を含めた多様なステークホルダーの方々に働きかけていくことで、全体として監査品質の向上に貢献してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、本日はこのような機会をいただきまして誠にありがとうございました。皆様に、少しでもIFIARについて関心を持っていただけますと幸いでございます。

改めて、内部監査に従事する皆様のますま すのご発展を祈念いたしまして、私の講演を 終えさせていただきたいと思います。

本日はご清聴いただきありがとうございました。

本稿は、2021年9月から10月にオンライン開催された第55回内部監査推進全国大会におけるご講演内容を加筆・修正していただいたものです。 <編集>